

(お知らせ)

広野町の災害廃棄物の国代行処理における仮設減容化 処理施設建設に係る伐採工事開始について

平成25年11月5日
環境省福島環境再生事務所

このたび、広野町における仮設減容化処理施設の建設について、造成工事のうち森林伐採工事を11月6日に開始することになりましたのでお知らせいたします。

本工事は、広野町に仮設減容化処理施設を建設するにあたり、その建設予定地敷地内の森林伐採工事を行うものであり、これより仮設減容化処理施設の建設に向けた工事を開始することとなります。

【概要】

平成25年1月に、広野町から東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく災害廃棄物処理の代行要請があったことを受け、国が広野町における災害廃棄物処理施設（仮設減容化処理施設）の整備を進めていくところです。

本工事は、広野町大字下北迫地内の森林部40,800m²において仮設減容化処理施設の敷地を造成するにあたり、敷地内の樹木の伐採、除草、防護施設工等を行うものであり、受注業者との事前調整を経て、11月6日より工事を開始することとなりました。

<問合せ先>

環境省福島環境再生事務所

直通：024-573-7547

次長：馬場康弘

担当：岩元正愛

現地問合せ先

福島環境再生事務所浜通り南支所

電話：0240-25-8993

担当：渡部政吉